

埼玉県旅行者登録事項変更届出提出書類一覧表
(登録事項の変更届出は、変更の日から30日以内とする)

令和8年4月～

表1 (旅行者自身に関する変更)

変更事項 必要書類		①	②	③ ④ ⑤			⑥ ⑦		⑧ ⑨ ⑩ ⑪				⑫	⑬	⑭	
		個人		法人			主たる営業所		その他の営業所				商号 ※2	旅行業務取扱管理者 選任変更	供託金の差替え ※3	
		事業者氏名	事業者住所 ※1	名称	法人代表者	本店所在地	名称	所在地	名称	所在地	新設	廃止				
届出書	登録事項変更届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			新 供 託 書 の 写 し
	変更届出添付書類(1)	○	○	○	○	○	○	○					○			
	変更届出添付書類(2)								○	○	○	○				
戸籍個人事項証明書(改姓)		○														
登記事項証明書(登記簿謄本) 又は法人番号提供書(参考様式)				○	○	○										
住民票			○													
宣誓書					○											
営業所の使用権を証する書類 (賃貸借契約書又は建物登記事項証明書(登記簿謄本等))								○		○	○					
旅行業務取扱管理者選任一覧表											○				○	
合格证又は認定書の「写」、履歴書、宣誓書 定期研修修了証の「写」(5年以内の受講したもの)											○				○	
約 款		○	○	○	○	○		○								

①②③④⑤⑦の約款は、確認後、返却します。

※1 ②「事業者住所」及び⑦「主たる営業所所在地」の変更において、他都道府県からの転入の場合は、登録通知書の写し又は登録簿(業者控)の写しを添付すること。

※2 ⑫「商号」の変更については、既存業者との類似を避けるため、事前に問い合わせのこと。

※3 ⑬直近5年以内に旅行業務取扱管理者試験に合格した者については、旅行業務取扱管理者定期研修修了証の提出は不要とする。

表2 (所属する旅行者代理業者に関する変更)

変更事項 必要書類		⑮	⑯	⑰ ⑱ ⑲			⑳ ㉑		㉒ ㉓ ㉔ ㉕				㉖	㉗	㉘
		個人		法人			主たる営業所		その他の営業所				商号	新規登録	登録抹消 ※4
		事業者氏名	事業者住所	名称	法人代表者	本店所在地	名称	所在地	名称	所在地	新設	廃止			
届出書	登録事項変更届出書	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○
	変更届出添付書類(3)	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○
当該変更事項に係る代理業委託契約書(写)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
当該変更事項に係る所属旅行者代理業者届出済みの「登録事項変更届出書」(写)※5		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※4 ㉘所属代理業者の「登録抹消」の届出は、代理業契約を解除したことを証する書類及び残務処理方法を記した書類を添付すること。

※5 「当該変更事項に係る所属旅行代理業者届出済みの「登録事項変更届出書」(写)については、代理業者の事情で変更登録が必要な場合に代理業者が提出した届出書の写しを添付する。